

## 滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）設置要綱

## （目的）

第1条 流域治水基本方針を検討するにあたり、潜在的な水害の危険性を共有し行政間での連携した実効性ある対策等を検討するため、国、県および市町の関係者からなる滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 検討委員会は、行政間の連携が必要な次に掲げる事項を検討・協議する。

（1）土地利用誘導、減災施設整備等「水害に強いまちづくり政策」に関すること

（2）水害に対する地域防災力の向上、情報連絡体制、防災教育の充実等「水害に備える防災体制」に関すること

（3）その他流域治水対策に関すること

## （組織）

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

## （委員長）

第4条 検討委員会に委員長を置く。

2 委員長は、土木交通部技監（河川政策担当）とする。

3 委員長は会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

## （会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関する関係者を招き、意見を聞くことができる。

## （ワーキンググループ）

第6条 委員長が必要と認めるときは、検討委員会にワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの設置、運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## （庶務）

第7条 検討委員会の庶務は、土木交通部流域治水政策室において処理する。

## （雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年8月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）委員

### 1 国

国土交通省琵琶湖河川事務所長

### 2 滋賀県

土木交通部技監（河川政策担当）

防災危機管理局長

県民文化生活部県民生活課長

健康福祉部健康福祉政策課長

農政水産部農政課長

土木交通部河港課長

土木交通部砂防課長

土木交通部都市計画課長

土木交通部住宅課長

土木交通部建築課長

### 3 市町

次に掲げる団体の長が指名する者

大津市

彦根市

草津市

守山市

湖南市

高島市

竜王町

湖北町

高月町

### 4 その他

委員長が、検討委員会の所掌事務にかかる検討に関し必要と認める者